

徳島県告示第九十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和七年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年二月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

140		整理 番号
大利辻		路線名
同	三好市井川町遅谷四二一 九番四地先から 同 四二一 八番三地先まで	区 間
新	旧	新旧 の別
九・九〇・一一・〇	四・七六・三	敷地の幅員 （メートル）
二六・八	二六・八	延長 （メートル）